

資料 1

厚木市

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

年次報告書

平成30年 月

厚木市

※温室効果ガスの排出量推計は、2014～2015年度（平成26～27年度）で行い、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の年次報告は2017年（平成29年度）で行うこととします。

※排出量の算定は、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」及び「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別表1）温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計および削減目標設定に関する資料集」（平成26年2月環境省）の現況推計手法に準じた独自の算定システムを構築し算定しました。

※掲載している値に誤りが認められた場合には最新の修正値を使用します。ただし、比較などのため修正値を使用しない場合があります。

■ 目 次 ■

I 厚木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について1

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象地域
- 4 対象とする温室効果ガス
- 5 計画の期間
- 6 計画の基準年度
- 7 目標年次及び削減目標

II 厚木市の2014～2015年度の温室効果ガス排出量推計値について3

- 1 温室効果ガスの排出状況
- 2 部門別二酸化炭素(CO₂)の排出状況

III 厚木市の2019年度の取り組み状況6

- 1 温暖化実行計画の施策
- 2 2017年度(平成29年度)の取り組み状況

I 厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

1 計画の目的

本計画は、人類共通の重要課題である地球温暖化防止に向けて地域から貢献し、また、「厚木市環境基本計画」の目指す望ましい環境像「みんなでつくる、自然環境と共生する元気なまち」の実現に寄与するために、より地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策を示すことを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、2008年（平成20年）6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、都道府県並びに指定都市、中核市及び施行時特例市に策定が義務づけられた「地域全体の自然的・社会的条件に応じた施策を盛り込んだ計画」、すなわち「地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」に相当します。

3 計画の対象範囲

本計画は、市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法において掲げられている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）など7種類のガスで、本計画ではこれらを対象とします。

ただし、パーフルオロカーボン類は一般に製品の製造時に使用されるものであり、一般統計及び公表資料からの排出量の把握が困難であるため、対象から除外することとします。

5 計画の期間

本計画は、2017年度（平成29年度）から2030年度（平成42年度）までを計画の期間とします。ただし、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会的情勢等を踏まえて、適宜見直しを検討することとします。

6 計画の基準年度

計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と整合性を持たせるため、2013年（平成25年）としています。

7 目標年次及び削減目標

計画の温室効果ガスの削減目標は、中期目標として2030年度（平成42年度）までに、基準年の2013年度（平成25年度）比で27%削減すること、長期目標として2050年度（平成62年度）までに、80%削減することを目標としています。

ただし、本削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものです（京都メカニズムクレジットなどを含む）。国や県の目標値や施策が変更された場合には、本計画の目標値も見直します。

II 厚木市の2014～2015年度の温室効果ガス排出量推計値について

1 温室効果ガスの排出状況

- 2014年度（平成26年度）の市内の温室効果ガス排出量は、1,781.6千トン（二酸化炭素換算。以下同じ）です。前年度（2013年度）に比べ45.5千トン増加しました。
- 2015年度（平成27年度）の市内の温室効果ガス排出量は、1,714.7千トン（二酸化炭素換算。以下同じ）です。前年度（2014年度）に比べ66.9千トン減少しました。

表. 温室効果ガスの種類別排出量の推移

温室効果ガス	基準年度（2013年度）		2014年度		2015年度		排出量単位：千t-CO ₂
	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	
二酸化炭素 (CO ₂)	1,665.0	95.9%	1,757.8	98.7%	1,692.6	98.7%	
メタン (CH ₄)	4.1	0.2%	5.8	0.3%	5.4	0.3%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	63.4	3.7%	15.6	0.9%	14.4	0.8%	
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	3.6	0.2%	2.4	0.1%	2.4	0.1%	
六ふっ化硫黄 (SF ₆) *	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	
合 計	1,736.1	100.0%	1,781.6	100.0%	1,714.7	100.0%	

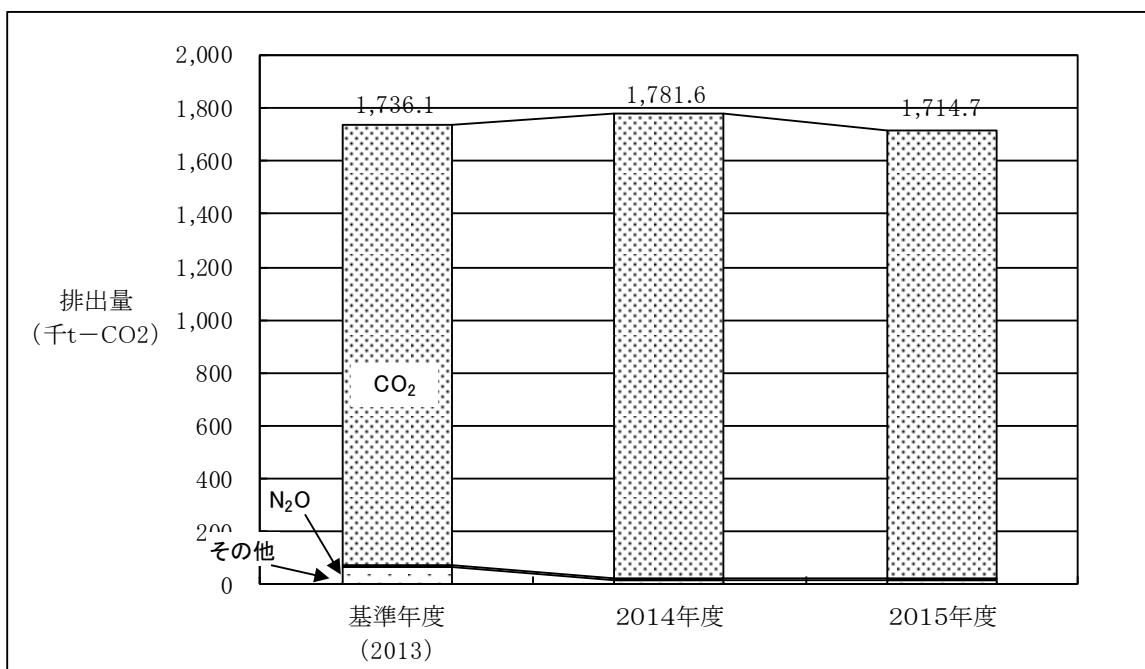


図. 温室効果ガスの種類別排出量の推移

2 部門別二酸化炭素（CO₂）の排出状況

【二酸化炭素（CO₂）の排出状況】

- 2014年度の市内の二酸化炭素排出量は、1,757.8千トンで、前年度（2013年度）に比べ約93千トン増加しました。
- 前年度（2013年度）に比べ、民生家庭部門のCO₂排出量が大きく増加しました。
- 2015年度の市内の二酸化炭素排出量は、1,692.6千トンで、前年度（2014年度）に比べ約65千トン減少しました。
- 前年度（2014年度）に比べ、産業部門（製造業）で、CO₂排出量が減少しました。

表. 部門別二酸化炭素（CO₂）の推移

部門	基準年度（2013年度）		2014年度		2015年度		
	排出量	排出量比	排出量	排出量比	排出量	排出量比	
エネルギー起源 ギリ	産業部門（非製造業）	34.6	2.1%	31.1	1.8%	31.5	1.9%
	産業部門（製造業）	500.6	30.1%	518.5	29.5%	475.9	28.1%
	民生家庭部門	343.4	20.6%	400.1	22.8%	378.8	22.4%
	民生業務部門	426.8	25.6%	432.4	24.6%	430.5	25.4%
	運輸部門（自動車）	319.7	19.2%	335.5	19.1%	335.8	19.8%
	運輸部門（鉄道）	6.6	0.4%	6.8	0.4%	6.8	0.4%
廃棄物分野		33.2	2.0%	33.3	1.9%	33.3	2.0%
合 計		1,665.0	100.0%	1,757.8	100.0%	1,692.6	100.0%

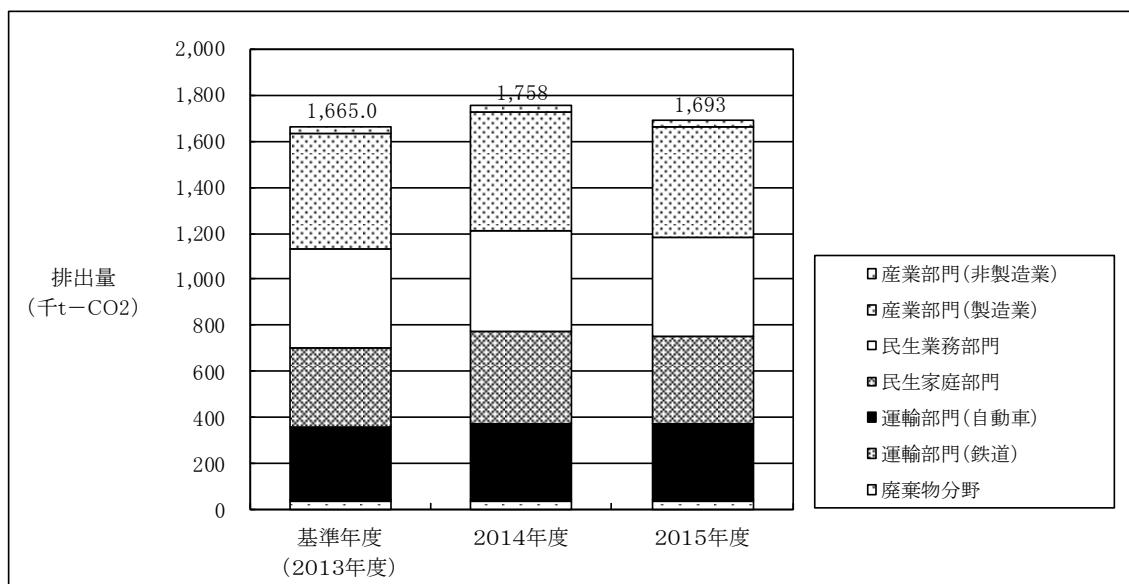
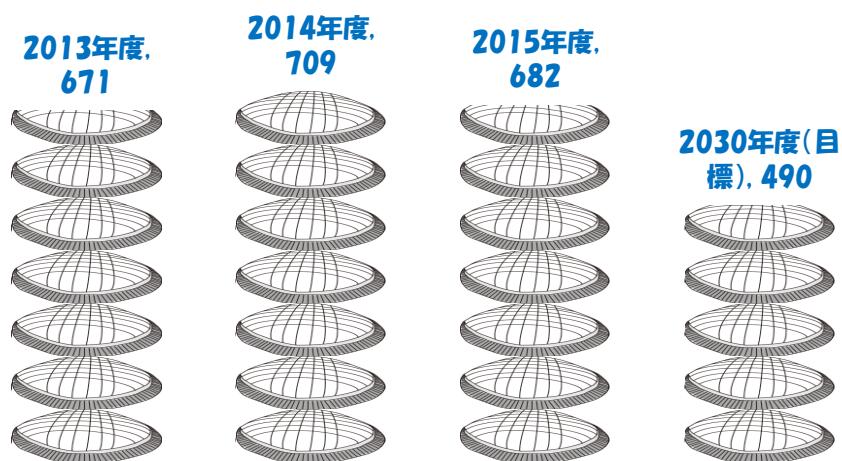


図. 部門別CO₂排出量の推移

◆市全体の排出量は、東京ドームで何個分？

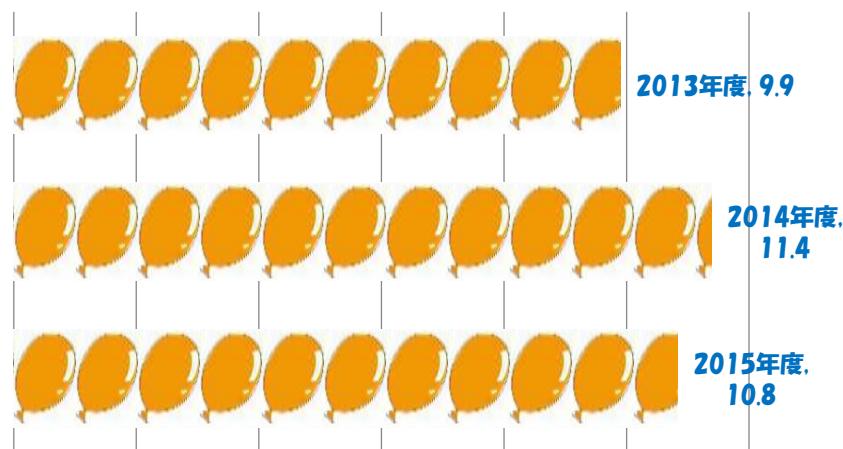
厚木市全体の年間の温室効果ガス排出量をCO₂に換算し、東京ドームで例えると、2013年度は約671個分です。2014年度は約709個分、2015年度は約682個分になりました。2015年度は2014年度より東京ドーム約27個分減少しました。目標まであと約192個分です。



※1 tのCO₂の体積約500m³、東京ドームの容積約124万m³として試算

◆市民一人当たりの排出量は、風船で何個分？

民生家庭部門のCO₂排出量を考えてみると、2015年度の1世帯の一日あたりのCO₂排出量は10.83kgであり、前年度（2014年度）から0.55kg減少しました。（民生家庭部門排出CO₂÷世帯数÷365日）



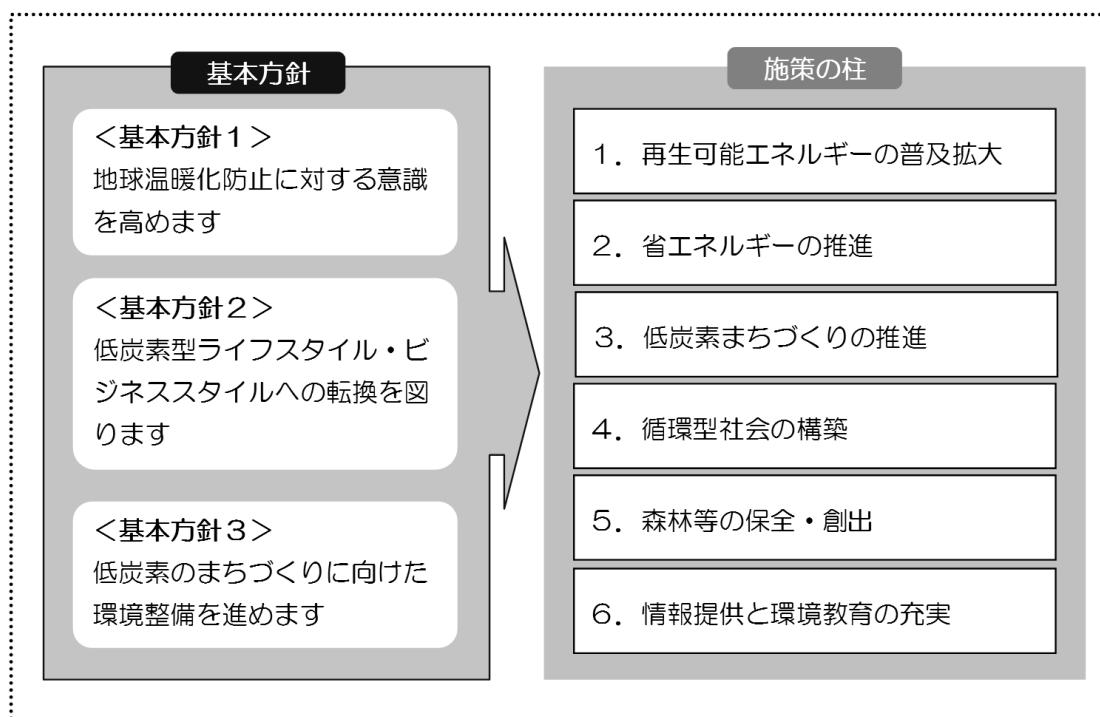
※直径1mの風船の重さを1kgのCO₂として試算

III 厚木市の2017年度の取り組み状況

1 溫暖化実行計画の施策

計画では、3つの基本方針に沿って実施する施策を、大きく6つの柱に分類しています。

また、厚木市の地域特性（自然的条件、社会的条件）等を踏まえて、市として力を入れている取組（あつぎチャレンジ e c o ライフ27」など）や、行政が率先的に行うべき取組を『重点取組』として選定しています。

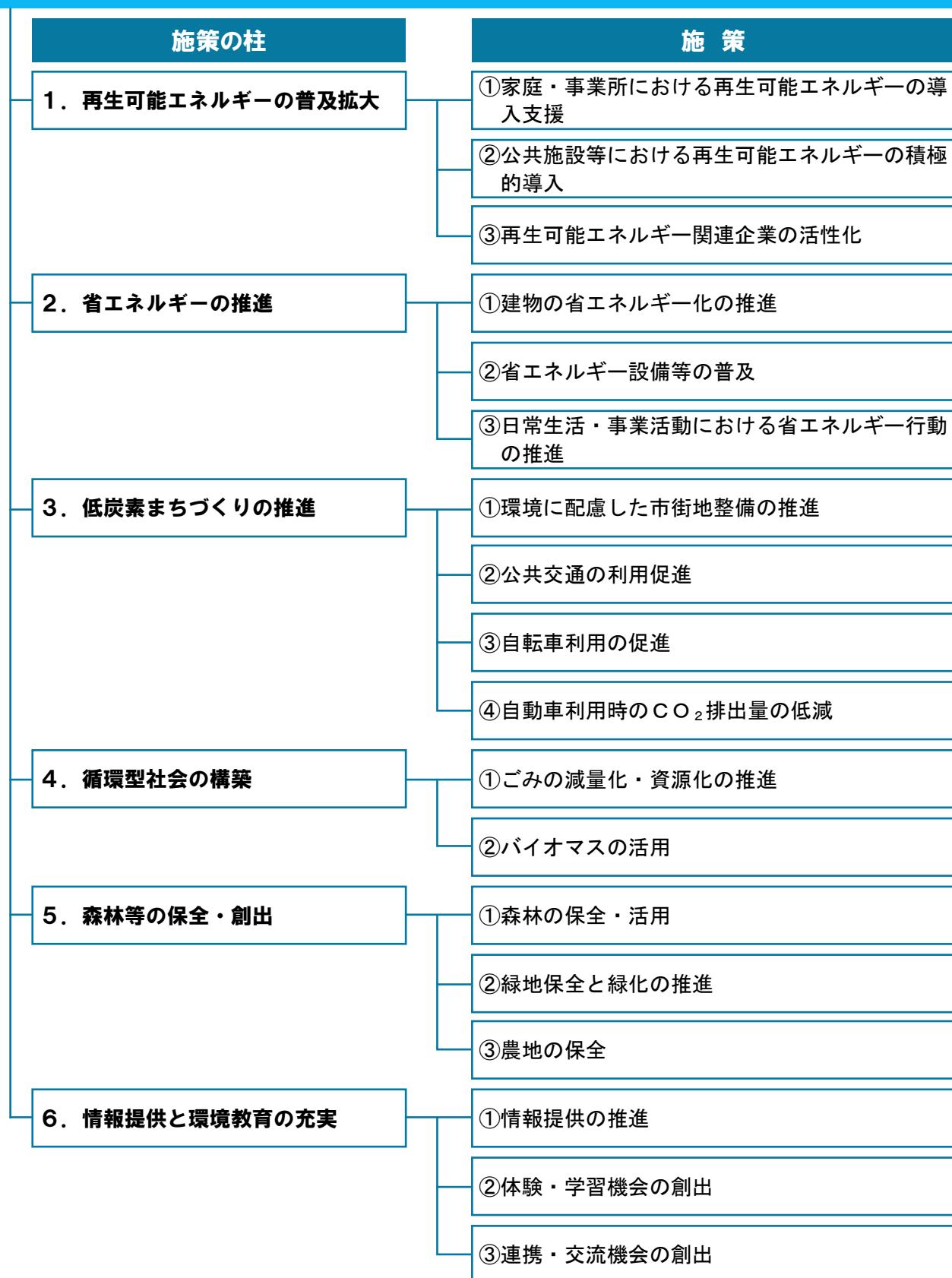


2 2017年度（平成29年度）の取り組み状況

温暖化対策実行計画の施策に沿って、平成29年度の取り組み状況を報告します。

■ 施策体系

〈将来像〉みんなでつくる、地球環境への負荷が少ない低炭素社会
～あつぎチャレンジecoライフ27の実現を目指して～



- <基本方針1> 地球温暖化防止に対する意識を高めます
- <基本方針2> 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります
- <基本方針3> 低炭素のまちづくりに向けた環境整備を進めます

具体的な取組

- 中小規模事業所への再生可能エネルギーの導入支援 ○住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援 ○グリーン電力証書の活用促進
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入 ○廃食用油回収とBDFの活用
- 市内事業者製品の普及促進 ○再生可能エネルギー技術開発の支援
- 環境配慮型建築物の普及促進 ○屋上・壁面緑化等の推進 ○公共施設（建物）の省エネルギー化の推進
- 省エネ診断の支援 ○高効率機器等の導入促進 ○雨水利用設備の設置促進 ○公共施設（設備）の省エネルギー化の推進 ○J-クレジットの活用
- 省エネルギー行動促進ツールの活用 ○地産地消の推進 ○市内中小企業への省エネ行動の促進
○省エネルギー行動の率先実行
- 環境配慮型の市街地整備 ○屋上・壁面緑化等の推進（再掲） ○大規模開発における再生可能エネルギー等導入の促進
- バスの利便性の向上 ○サイクルアンドバスライドの推進 ○鉄道の利便性の向上 ○公共交通の利用を促進する普及啓発の実施
- 自転車の利用促進及び徒歩移動の環境整備 ○サイクルアンドバスライドの推進（再掲） ○自転車等駐車場の整備 ○放置自転車対策
- 市内の円滑な道路体系づくり ○電気自動車の普及促進 ○電気自動車利用の環境整備 ○電気自動車によるカーシェアリングの検討 ○エコドライブの促進
- ごみ減量化・資源化の推進 ○3R運動の推進 ○事業系ごみ対策の推進 ○ごみの減量化・資源化の公表
- バイオマスプラスチックの普及促進 ○廃食用油回収の拡大 ○せん定枝等の活用
- 厚木産木材の活用促進 ○公共施設への厚木産木材活用の推進 ○間伐材等の活用検討 ○森林の維持管理の推進 ○森林整備・管理の人材確保 ○J-クレジットの活用（再掲）
- 緑地の保全 ○敷地内緑化等の推進 ○良好な水辺環境の保全と創出 ○緑化意識の高揚
- 遊休農地の解消 ○市民農園の拡充 ○市内農業の活性化
- 「見える化」の促進 ○地球温暖化防止の取組等の発信 ○自然災害の被害想定の周知 ○熱中症への注意喚起
- 環境学習講座の実施 ○エネルギー教育の充実 ○多様な環境教育の推進 ○グリーンフラッグの取得の推進 ○こども環境管理士の取組内容の周知
- 連携・交流機会の創出 ○低炭素化社会に向けた産学公連携の推進 ○事業者等による出張環境授業の充実

1. 再生可能エネルギーの普及拡大

① 家庭・事業所における再生可能エネルギーの導入支援

個別の家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入には初期投資が必要であるため、引き続き家庭向けの導入促進に向けた支援を行うとともに、事業所向けの支援を推進します。

<主な取り組み>

○中小規模事業所への再生可能エネルギーの導入支援

中小規模事業者が太陽光・風力発電など再生可能エネルギーを設置する際に、国等の補助制度やESCO事業などの紹介を行います。

また、導入にかかる負担を軽減するために、本市独自の補助制度や税制優遇措置、低金利融資制度などを検討し、実施します。

平成29年度の取組状況

- ・固定資産税について、再生可能エネルギー発電設備に対する特例措置として、太陽光発電設備は取得後3年間の課税標準額を1／2に軽減する措置を実施しました。

今後の方向性

- ・中小企業事業所への設置実績を把握する方法について検討を行います。

重点 ○住宅への太陽エネルギー利用システムの導入支援

再生可能エネルギーの中でも、特に家庭で導入しやすい太陽エネルギー利用の普及を図るために、住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システム等の導入効果などの情報提供とともに、太陽光発電システムについて国や県の補助制度の紹介、補助金などの支援を行います。

目標 H32:市内設置累計4,800件

平成29年度の取組状況

- ・市内設置累計は、3,503件
広報や市ホームページで補助金の紹介をするとともに、設置の呼びかけをしました。

今後の方向性

- ・補助金の見直しのほか、再生可能エネルギー利用の重要性を訴えていきます。

○グリーン電力証書の活用促進

自らが発電施設を設置できない市内の事業者や団体が、事業活動やイベント等においてグリーン電力を積極的に活用できるように、グリーン電力証書に関する情報提供や購入に関する相談の受付などを行います。また、グリーン電力証書購入実績を市民等に広く紹介し、事業者・団体のイメージアップを図ります。



グリーン電力を使用したイルミネーション

平成29年度の取組状況

- ・過去に活用した事例を市ホームページで紹介し、グリーン電力証書についての周知を図りました。
また、市が電力受給契約を結ぶ際に、温室効果ガス等の排出削減に配慮した電力入札を行っており、電力入札の資格を得るためにグリーン電力証書を活用することを認めています。

今後の方向性

- ・グリーン電力証書の活用を含め、環境負荷の少ない電力の選択について研究及び周知を図ります。

※グリーン電力証書とは、自然エネルギーにより発電された電気の持つグリーン電力価値（省エネルギー・CO₂排出削減の価値）の購入を希望する需要家が一定のプレミアムを支払うことにより、電気自体とは切り離されたグリーン電力価値を証書等の形で保有し、その事実を広く社会に向けて公表できる仕組みのこと。

② 公共施設等における再生可能エネルギーの積極的導入

公共施設への再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

<主な取り組み>

重点 ○公共施設への再生可能エネルギーの導入

公民館や小・中学校などの公共施設の新築・改築において、太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に導入し、中間処理施設の建設に当たっては、高効率発電設備を導入します。また、地中熱の公共施設での活用について導入可能性を検討します。

目標 H32:公共施設の太陽光発電システム累計181kW

平成29年度の取組状況

- ・公共施設の太陽光発電システム累計 94.68 kW
- ・新厚木南公民館の建設に伴い、20 kWの太陽光発電を導入しました。



鳴尾小学校に設置した太陽光発電

平成 27 年度以降設置分

藤塚中学校	16.3 kW
鳴尾小学校	15.6 kW
玉川中学校	16.32 kW
市立病院（増設）	26.46 kW
厚木南公民館	20 kW

今後の方向性

- ・平成30年度は相川中学校に太陽光発電システムを導入する予定です。

○廃食用油回収とBDFの活用

家庭から回収した廃食用油は、家畜飼料やBDF（バイオディーゼル燃料）などへリサイクルしています。また、今後は様々な主体（行政、市民、事業者等）が連携し、回収量・精製量を増やし、地域で再生可能なエネルギーとして活用できるよう考えていきます。

平成29年度の取組状況

- ・自治会等へのごみ減量化・資源化説明の中で、廃食用油の資源化について周知しました。

今後の方向性

- ・引き続き市民へ周知を行い回収量の増加を図ります。

③ 再生可能エネルギー関連企業の活性化

自然的特性を活かした再生可能エネルギーの導入技術の開発や実用化など、将来的な研究に対する支援も視野に入れて、再生可能エネルギーの普及による関連企業の活性化を図ります。

<主な取り組み>

○市内事業者製品の普及促進

市内事業者が製造・販売する太陽光発電システムを始めとする再生可能エネルギー関連製品の優先的・積極的な購入を促すために、市民や市内事業者に対する製品のPR機会の創出を行います。

平成29年度の取組状況

- 市内の中小企業が、見本市や展示会などに出展した際の費用の一部を補助しました。
見本市等出展事業補助金 43件

今後の方向性

- 再生可能エネルギー関連製品の購入を促すために、製品PRの機会創出を行います。

○再生可能エネルギー技術開発の支援

再生可能エネルギー技術開発を担う事業を活性化するために、再生可能エネルギー活用設備関連の製造所・研究所を戦略産業（地域経済への波及効果が大きく、市民の雇用機会の拡大や本市の産業の活性化のため重点的に誘致を図る産業分野のこと）に位置付け、積極的に企業誘致を行います。

平成29年度の取組状況

- 市内中小企業又は共同事業体と県内及び都内の大学が共同で行う研究事業に対して補助金を交付しました。
また、戦略産業を中心に企業誘致を行い、エネルギー関連産業（小型水力発電設備製造業）の誘致を行いました。
産学共同研究事業補助金 2件

今後の方向性

- 再生可能エネルギー活用設備関連の製造所・研究所を含め、積極的に企業誘致を行います。

2. 省エネルギーの推進

① 建物の省エネルギー化の推進

家庭及び事業所での省エネルギーを促進するために、日常生活や事業活動の拠点である建物（住宅・事業所）自体の高気密・高断熱化を図るとともに、省エネルギー型の設備・機器の導入を促進します。

また、市の公共施設においても、建物の省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入します。

<主な取り組み>

○環境配慮型建築物の普及促進

エネルギー効率の良い環境配慮型建築物（住宅・事業所）の認知度を高め、高気密・高断熱など建築物の省エネルギー化を促進するために、C A S B E Eかながわの評価結果に基づく「建築物環境性能表示」、「環境共生住宅認定制度」、「住宅省エネラベル」など、建築物の環境性能の認定・表示に関する情報提供を行います。

また、既存住宅の断熱改修を推進するため、周知等を行います。



みどりのカーテンの設置

平成29年度の取組状況

- C A S B E Eについてホームページでの情報提供を継続して行いました。
また、ゼロエネルギーハウスの補助を実施し、12件の補助実績がありました。

今後の方向性

- ゼロエネルギーハウスについて補助を継続します。

○屋上・壁面緑化等の推進

建築物の遮熱に効果的で、ヒートアイランド対策や空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロックに関する情報提供を行います。

また、家庭や事業所で取り入れやすく、野菜の収穫なども楽しめる、みどりのカーテンを引き続き普及していきます。

平成29年度の取組状況

- 補助対象区域について、これまで「市街化区域」としていたものを「市内全域」に見直しを行い広報・ホームページにおいて屋上緑化の長所を市民に周知するとともに、補助金交付申請の募集を行いました。（補助実績は〇件）

今後の方向性

- 壁面緑化について、補助対象となるよう、補助金交付要綱の見直しの検討を行っています。引き続き屋上緑化や壁面緑化等の長所を市民に周知し、補助件数の増加に結び付くよう事業を推進します。



緑のカーテン(もみじ保育所)

○公共施設（建物）の省エネルギー化の推進

公共施設（建物）の省エネルギー化を図るために、新築・改築時の高気密・高断熱化を推進するとともに、改修時においても遮熱塗料やエコガラスの導入などを検討します。

また、屋上緑化・壁面緑化・緑化ブロック等の活用、みどりのカーテンの設置などを推進します。

さらに、建物の省エネルギー化による効果（CO₂削減効果等）を広く情報提供します。

平成29年度の取組状況

- 公民館、児童館、消防署等にみどりのカーテンを設置しました。

今後の方向性

- エコチューニングによる省エネ化の可能性を研究します。

※屋上緑化とは建築物の屋上等に人工地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。

※壁面緑化とは建築物、塀、擁壁などをつる性植物や地被植物などで緑化すること。

② 省エネルギー設備等の普及

市の公共施設においても、建物の省エネルギー化や省エネルギー型の設備・機器を率先的に導入します。

<主な取り組み>

○省エネ診断の支援

中小規模事業者が、省エネルギーによる効果や導入することが有効な省エネルギー設備を把握できるよう、神奈川県や省エネルギーセンターなどによる省エネ診断の情報提供を行い、実施を推奨します。

平成29年度の取組状況

- ・経済産業省の補助金を活用した地域プラットフォーム事業を実施する民間団体と連携し、市内10の中小規模事業所の省エネ診断を実施しました。



省エネ診断

今後の方向性

- ・平成30年度も同様の形態で進めます。

重点 ○高効率機器等の導入促進

家庭への高効率給湯器（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器及び家庭用燃料電池コーディネーションシステム等）の導入促進のために、引き続き助成金を交付するとともに、家電・照明等の高効率機器導入に関する情報提供を行います。

また、蓄電池の普及に努めるとともに、水素エネルギーを活用した機器について研究を進めます。

平成29年度の取組状況

- ・エナファームの補助実績 10件
 - ・蓄電池の補助実績 46件
 - ・製造業を営む中小企業が市内に所有する工場において、省エネルギー対策に供するものを導入した場合に、一定の金額を補助しました。
- 中小企業設備投資促進事業補助金 8件

今後の方向性

- ・今後も補助を継続します。
- ・照明等の高効率機器導入促進を図ります。

○雨水利用設備の設置促進

上水道の利用に伴う水資源と供給エネルギー使用量の削減が図れる雨水貯留槽の設置促進のために、導入に関する情報提供を行います。

平成29年度の取組状況

- ・新厚木南公民館において雨水貯留槽を設置しました。

今後の方向性

- ・公共施設の新設の際に雨水利用設備の設置について検討を行います。

○公共施設（設備）の省エネルギー化の推進

公共施設（設備）の省エネルギー化を図るために、建物や公園、道路等の設備更新時に、省エネルギー型の熱源・空調や動力、照明等を積極的に導入するとともに、省エネルギーにつながる雨水利用設備を率先的に導入します。

また、設備の省エネルギー化による効果（CO₂削減効果等）を広く情報提供します。

平成29年度の取組状況

- ・保健福祉センター照明設備等の更新に当たり、LED型の器具を導入（9台）
保健福祉センター照明設備等の新設に当たり、LED型の器具を導入（1台）

今後の方向性

- ・引き続き省エネ設備の導入に努める。

○J-クレジットの活用

J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。この制度を活用し、厚木市の取組でクレジット化できるものについて検討を進めます。

平成29年度の取組状況

- ・制度について理解を深めるため、説明会に出席するなどし、研究を進めました。

今後の方向性

- ・クレジット化した削減効果は、市の温室効果ガス排出実績から控除できることから、慎重に検討を進めることとします。

③ 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進

省エネルギーには一人一人の行動や各事業所の活動における配慮の積み重ねが重要であることから、民間団体等とも協力しながら、引き続き情報提供等を行うことにより、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、日常生活や事業活動における省エネルギー行動を促進します。

<主な取り組み>

○省エネルギー行動促進ツールの活用

日常生活や事業活動の中で取り組むことができる省エネルギー行動やその効果を紹介する啓発パンフレットなどを活用し、多くの市民や事業者の省エネルギー行動を促進します。

【家庭部門編の例】

- ・エネルギー使用量の見える化
- ・ごみの発生抑制（リデュース）
- ・地産地消
- ・建物の高断熱化、建物の遮熱（みどりのカーテンなど）
- ・家電
- ・ガス製品の省エネ化及び省エネ行動
- ・自家用車の省エネ行動

また、神奈川県の「マイエコ10宣言」や「環境家計簿」など、省エネルギー行動促進ツールを広く普及していきます。

平成29年度の取組状況

- ・あつぎチャレンジ ecoライフ27を作成し、身近にできる省エネ行動の紹介を行うとともに、県のマイエコ10宣言のパンフレットを窓口で配布しました。

今後の方向性

- ・COOL CHOICE運動を進め、省エネ等に対する意識を高めます。

※COOL CHOICEとは、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていくという国民運動です。

**あつぎ チャレンジ 27
ecoライフ**
～家庭部門編～
～地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現を目指して～



みんなでつくる 自然環境と共生する 元気なまちあつぎ

市長一人の省エネがええ、大きな結果。
○地球温暖化ストップをかけるために、一人一人が節電省省を。省エネを実行することが大切です。一人で省エネの努力が少なければなりませんが、みんなで省エネすれば、大きな効果が生まれます。実現しがたまっています。

牧野や南浦、八幡や北条、内藤、川崎、川口など、私たちが暮らしているところはエネルギーを削減でき、現在、家庭で使われるエネルギーは、日本の全体の15%、約1/7を占めています。エネルギーの消費がCO2排出につながり、地球温暖化に影響していることはもうありません。

このパンフレットでは、生活の中で家庭におけるCO2削減行動の27項目を掲げました。

みんなで「あつぎチャレンジ ecoライフ27」を実践し、地球温暖化に立ち向かいましょう。

あつぎチャレンジ ecoライフ27 パンフレット

重点 ○地産地消の推進

市内農業の活性化を図るだけでなく、食の安全の確保や農産物の輸送にかかるCO₂排出量の削減につながる地産地消を推進するために、引き続き、厚木市民朝市や夕焼け市の開催、市民農園の拡充などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を推進します。

目標 H32:朝市・夕焼け市の2017~2020年度の来場者累計40万人

平成29年度の取組状況

- ・H29年度の朝市・夕焼け市来場者数は、84,030人
- ・小・中学校給食での地場産農作物の取り入れは、小学校で月2回、中学校で月2回実施しました。
- ・市内公立保育所において地場産農作物を取り入れた給食を提供しました。
(H29実績：きゅうり、たまねぎ、トマト、梨、キヌヒカリ)



今後の方向性

- ・H30年度の朝市は、52回、夕焼け市は、29回開催予定
- ・学校給食については、平成30年度以降も引き続き厚木市農業協同組合と連携を図り、地場農産物の取り入れに努めます。
- ・保育所においても引き続き、厚木市農業協同組合の協力の下、地場産農作物を取り入れた給食の提供に努めます。

○市内中小企業への省エネ行動の促進

市内の事業所における高効率機器の導入などの省エネ行動は、CO₂排出量の削減につながるだけでなく、経費削減になることから、積極的にその効果をPRしていきます。

平成29年度の取組状況

- ・経済産業省の補助金を活用した地域プラットフォーム事業を実施する民間団体と連携し、市内事業者を対象とした省エネセミナーを開催し、省エネの経済的効果等をPRしました。
- ・中小企業設備投資促進事業による高効率機器導入促進や電気自動車の充電インフラ補助金などの取組を通じ、市内事業所に省エネ行動の効果をPRしました。
- 次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金 〇件

今後の方向性

- ・平成30年度も同様の形態で進めます。
- ・市内の事業所における高効率機器の導入効果をPRしていきます。

○省エネルギー行動の率先実行

地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設における省エネルギー行動を率先的に実行するとともに、計画の進行管理システムのP D C Aサイクルを活用して、市のエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減効果等を毎年点検・評価し、結果を公表します。

平成29年度の取組状況

- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、新たな国の目標を考慮したものとするため、改定を行いました。

今後の方針性

- ・改定後の計画に基づき、省エネルギー行動を庁内で進めます。

3. 低炭素まちづくりの推進

① 環境に配慮した市街地整備の推進

低炭素都市づくりガイドライン（国土交通省）に沿って、市全体の低炭素化を図るために、公共交通活用などの交通対策と組み合わせて集約的な都市構造に誘導するとともに、市街地整備においてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用、CO₂吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進します。

<主な取り組み>

○環境配慮型の市街地整備

都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の中心市街地整備などにおいて、再生可能エネルギーの導入促進や緑化の推進など、環境配慮型の市街地整備を推進します。

また、再開発等の機会を捉え、環境に配慮した市街地再開発事業の実施について、施行者（組合）を指導、支援していきます。

平成29年度の取組状況

- 中町大型バス発着場の整備に当たり、植栽帯を設け、環境に配慮した整備を行いました。
- また、本厚木駅南口地区市街地再開発事業の実施に伴い、施設建築物の本体工事着手に向けて、事業主体である組合に対し再開発ビルの緑化推進など、環境に配慮した市街地整備について指導しました。

今後の方向性

- 中町第2-2地区に建設予定の複合施設に関して環境に配慮した市街地整備を検討します。

○屋上・壁面緑化等の推進（再掲）

建築物の遮熱に効果的で、ヒートアイランド対策や空調の省エネルギーにつながる屋上緑化や壁面緑化、緑化ブロックに関する情報提供を行います。

また、家庭や事業所で取り入れやすく、野菜の収穫なども楽しめる、みどりのカーテンを引き続き普及していきます。

平成29年度の取組状況

- 補助対象区域の見直しを行い広報・ホームページにおいて屋上緑化の長所を市民に周知するとともに、補助金交付申請の募集を行いました。

今後の方向性

- 壁面緑化について、補助対象とするため、補助金交付要綱の見直しを行いました。引き続き屋上緑化や壁面緑化等の長所を市民に周知し、補助件数の増加に結び付くよう事業を推進します。

○大規模開発における再生可能エネルギー等導入の促進

民間の開発に際して、県の条例に該当しない小規模の場合においても開発事業者に対して、地区の特性に合った再生可能エネルギーや高効率設備機器の導入について協力の要請を検討します。

平成29年度の取組状況

- ・本厚木駅南口地区市街地再開発事業の実施に伴い、施設建築物の本体工事着手に向けて、事業主体である組合に対し再開発ビルの緑化推進など、環境に配慮した市街地整備について指導しました。

今後の方針性

- ・民間事業者への協力要請について効果的な方策について検討を行います。

② 公共交通の利用促進

バスや鉄道機関などの公共交通の利便性を高め、自家用車から公共交通機関への交通手段の転換を促進します。

<主な取り組み>

重点 ○バスの利便性の向上

人が移動する際に自家用自動車から鉄道、バス等の公共交通機関を利用するようになれば、二酸化炭素の排出量の削減に繋がります。しかし、旅客輸送の交通機能別の分担率の推移を見ると、モータリゼーションの進展に伴い、環境負荷の高い乗用車への依存が進んでいる状況です。こうしたことから、路線バスをこれまで以上に利用しやすい移動手段とするため、利用環境の改善や利便性向上に関する取組を推進します。

具体的には、障がい者や高齢者が乗り降りしやすいノンステップバスの導入や、バス停における待合環境の向上を図るための上屋の設置を推進します。また、バスセンターの機能拡充について検討を進めます。

目標 H32:乗合バスにおけるノンステップバスの導入率70%

平成29年度の取組状況

- ・ノンステップバスの導入については、今年度17台導入（うち買い替え2台）。厚木市内の乗合バス全183台中ノンステップバス74台となる予定。
(導入率40.4%)
- バス停上屋の設置については、今年度2基設置。



連節バス(神奈川工科大学前)

今後の方向性

- ・引き続きバス事業者に対し、ノンステップバス導入や上屋及びベンチの設置費用を一部補助し、利用環境の改善や利便性の向上を支援するとともに、市として実施することが可能な公共交通の利用促進等の取組を進めていきます。

重点 ○サイクルアンドバスライドの推進

最寄りのバス停留所まで自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に到達することが容易にできるよう、バス停留所に隣接して駐輪場を設置する「サイクルアンドバスライド」を推進します。

目標 H32:サイクルアンドバスライド自転車駐車場利用率70%

平成29年度の取組状況

- ・サイクルアンドバスライド自転車駐車場の利用率は、42%です。

今後の方針

- ・設置が可能な候補地を検討し、整備を進めていきます。



○鉄道の利便性の向上

広域交通手段である鉄道の利便性を向上させるため、他路線の本厚木駅方面への延伸や小田急線への乗り入れ等の検討を行います。また、鉄道事業者に対して輸送力増強の要請を行います。

平成29年度の取組状況

- ・小田急多摩線の延伸については、小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会において、延伸への取組検討を行いました。
- また、輸送力増強については、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に輸送力の増強を要望しました。

今後の方針

- ・引き続き輸送力増強や延伸・乗り入れに関する検討を進めています。

○公共交通の利用を促進する普及啓発の実施

マイカー利用の抑制方策として、モビリティ・マネジメントの推進を図ります。

平成29年度の取組状況

- ・実績なし

今後の方針

- ・モビリティ・マネジメントの推進については困難であるため、他に公共交通機関の利用を促す方策を検討します。

③ 自転車利用の促進

自家用車から自転車への交通手段の転換を促進するため、自転車利用に関する環境の整備を推進します。

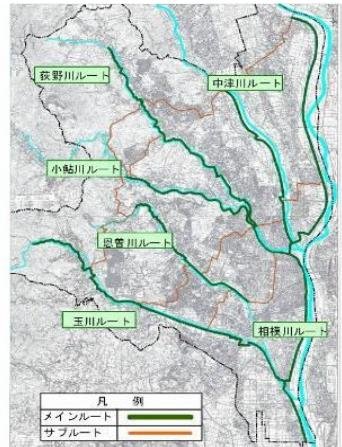
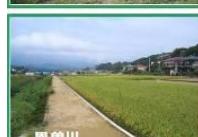
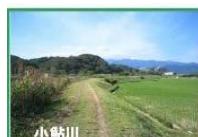
<主な取り組み>

○自転車の利用促進と環境整備

交通手段としての自転車利用を促進し、中心市街地への自動車流入の抑制や渋滞解消を図るために、健康・交流のみちを活用した自転車が通行出来る道路の整備などを進めています。

平成29年度の取組状況

- ・健康・交流のみち荻野川ルートの一部整備を行いました。（整備率 91.2%）



健康・交流のみち 計画ルート

今後の方向性

- ・連続的なルートとするために迂回ルートを設定し、H30年度に事業の完了を図ります。

重点 ○サイクルアンドバスライドの推進（再掲）

最寄りのバス停留所まで自転車を利用し、バスに乗り換えて目的地に到達することが容易にできるよう、バス停留所に隣接して駐輪場を設置する「サイクルアンドバスライド」を推進します。

目標 H32:サイクルアンドバスライド自転車駐車場利用率70%

平成29年度の取組状況

- ・サイクルアンドバスライド自転車駐車場の利用率は、42%です。

なお、サイクルアンドバスライド駐輪場の新設について、交通安全課において事業計画が整った段階で、厚木市地域公共交通会議に諮り、地域の関係者の同意を得る予定です。

今後の方向性

- ・設置が可能な候補地を検討し、整備を進めていきます。

○自転車等駐車場の整備

自転車放置禁止区域での駐輪場不足の解消に向けた自転車等駐車場を整備するとともに、利用方法を検討します。

平成29年度の取組状況

- 新たに自転車等駐車場を整備し、より一層の利便性の向上を図るため、本厚木駅南口にある厚木労働基準監督署跡地の用地取得を実施しました。

今後の方針

- 本厚木駅南口の新たな自転車等駐車場の整備に取り組むことにより、放置自転車ゼロを目指します。



自転車専用駐車場

○放置自転車対策

中心市街地の放置自転車禁止区域について、市民・事業者・行政が一体となって遵守するとともに、市民意識の向上のため広報・啓発に努めます。

平成29年度の取組状況

- 各季運動や駅前キャンペーン等で放置自転車防止を呼び掛けました。
駅周辺19ポイントの14時時点の瞬間放置自転車台数4台。

今後の方針

- 引き続き広報・啓発活動を積極的に行い、放置自転車ゼロを目指します。

④ 自動車利用時のCO₂排出量の低減

自動車利用に係るCO₂排出量を減らすための取組を推進します。

<主な取り組み>

○市内の円滑な道路体系づくり

市内の交通集中・渋滞を緩和し、CO₂排出量を低減するために、ボトルネック交差点など渋滞起点箇所の解消や高規格幹線道路等の整備に合わせた道路整備を推進します。

平成29年度の取組状況

- ・第8次厚木市道路整備三箇年計画に向けた準備と交差点検討箇所の選定を行うとともに、市内における通行支障となっている交差点等の改良を随時行いました。

今後の方向性

- ・国道、県道、市道にとらわれることなく、市内の交通支障となっている交差点等の渋滞の緩和や安全性の向上を図ります。

重点 ○電気自動車の普及促進

走行中のCO₂排出量がゼロである電気自動車（EV）の普及促進を図るために、引き続き、電気自動車に関する情報提供や電気自動車を購入した市民への奨励金の交付などの支援を行うとともに、電気自動車の乗車体験機会（電気自動車試乗のイベント等）を創出します。

また、市の公用車にも、積極的に電気自動車を導入し、その効果（CO₂削減効果等）を広く発信するとともに、市内企業へも電気自動車の導入を要請します。

目標 H32：市内で電気自動車累計400台導入

平成29年度の取組状況

- ・アイミーブ28台
リーフ 465台
- ・9月の防災訓練において、災害時における電気自動車からの電源確保・供給デモを行い、電気自動車の普及促進を図りました。
- ・1台の更新を行い、保有数の維持に努めました。

※H29年度 財産管理課 保有数6台



電気自動車と急速充電器
(市役所駐車場入口)

今後の方向性

- ・市民や市内企業に電気自動車の導入促進を図るとともに、引き続き公用車の電気自動車の保有数の維持に努めます。

○電気自動車利用の環境整備

電気自動車の利用環境を整備するために、公共施設への急速充電器または普通充電器（200V）の設置を推進するとともに、利用環境整備に向け補助金制度を紹介しながら、商業施設等民間の協力を要請します。

平成29年度の取組状況

- ・厚木中央公園地下駐車場に電気自動車充電器を設置しています。
 - ・市内公共施設5か所に設置した急速充電器の維持管理を行いました。
- また、市内企業が整備する電気自動車の充電インフラに対する補助金を創設しました。
- （実績は、0件）



中央公園地下駐車場の普通充電器

今後の方向性

- ・継続して実施予定
- ・公共施設の急速充電器の維持管理をするとともに、企業等の事業所内への充電器設置を推進します。

○電気自動車によるカーシェアリングの検討

自家用自動車（従来のエンジン車）の保有や利用を減らし、環境性能の良い電気自動車の利用を促進するために、電気自動車によるカーシェアリングの導入可能性を検討します。

平成29年度の取組状況

- ・厚木中央公園地下駐車場にてカーシェアリングサービスを実施しています。



中央公園地下駐車場のカーシェアリング

○エコドライブの促進

自動車利用時の運転方法の改善（エコドライブの実施）により燃費を向上させ、CO₂排出量を低減するために、市民や事業者に対する情報提供などを実施します。

また、市の公用車やごみ収集車への、アイドリングストップ装置の導入を推進します。

平成29年度の取組状況

- ・あつぎチャレンジ eco ライフ27の中でエコドライブについて紹介しました。

今後の方向性

- ・COOL CHOICEの普及啓発の中で、更なる促進を図ります。

※エコドライブとはエンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。

4. 循環型社会の構築

① ごみの減量化・資源化の推進

循環型社会の構築及び地球温暖化防止への貢献に向けて、引き続き、「ごみ減量化・資源化新システム」による家庭系及び事業系一般廃棄物の減量化や、適正な分別に基づく資源化を推進し、ごみの焼却量並びにCO₂排出量を低減します。市民の意識向上に向けて、「ミッション35」の達成のため、民間団体や小売店等との協力による3R運動なども推進します。

<主な取り組み>

重点 ○ごみ減量化・資源化の推進

持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量と資源化を推進する「もったいない運動」の実施により、資源とごみの適正排出及び食品ロスの削減に重点的に取り組みます。

目標 H32:家庭ごみ1人当たり排出量30%の減量化(2002年度比)、家庭ごみにおける40%の資源化

平成29年度の取組状況

・H28実績

減量 ▲25.2%

資源化率 32.6%

・自治会長等説明会、地域団体等説明会、環境美化部長会議の開催、広報や公民館だよりでの周知などを行いました。

今後の方向性

・引き続きごみの減量化・資源化を推進するため、更なる広報、啓発活動を推進します。

○3R運動の推進

市民のごみ減量化や適正な分別、資源化に対する意識を高め、3R〔発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）〕を推進するために、情報提供をはじめ、レジ袋削減に向けた取組（マイバッグキャンペーン、厚木市スリムストアー制度など）、啓発事業や環境学習機会の提供などを実施します。



市民ふれあいマーケット

平成29年度の取組状況

・10月の3R推進月間に伴い本庁舎への懸垂幕掲出や小中学生を対象とした夏休みのポスターコンクールを実施し、3Rの推進を図りました。

また、リデュースの取組として3010運動の普及に努めました。

今後の方針性

- 今後も推進していきます。

○事業系ごみ対策の推進

企業等の事業活動に伴うごみの適正排出を推進するため、事業者及び一般廃棄物処理業許可業者への指導・協力体制を整備するとともに、多量排出事業所への減量化・資源化指導を始め、分別の徹底、厚木市環境センターへの資源物の持ち込み制限、ごみ集積所への不適正な排出の禁止等の適正排出のルールを定めた条例を適正に運用し、ごみ減量・分別排出の啓発を行います。

平成29年度の取組状況

- 事業者に対する啓発指導や集積所への不適正排出指導、環境センター搬入ごみ内容物調査等を実施しました。
- 多量排出事業者へ対する「廃棄物減量計画書」の提出による減量化・資源化状況の調査を行いました。



ごみ内容物調査

今後の方針性

- 引き続きごみの適正処理を推進するため、市内事業者へ対して啓発及び不適正排出指導を行います。

○ごみの減量化・資源化の公表

ごみ減量化・資源化の効果を点検・評価し、結果を公表します。

平成29年度の取組状況

- ごみ減量化・資源化の実績について環境審議会の点検を受けるとともに、厚木市環境報告書により公表しました。
- 市役所本庁舎、第二庁舎では、毎月2回、ミックスペーパーの回収を実施し、平成29年度においては65,100kgのミックスペーパーをリサイクルしました。ミックスペーパーの再利用率は100%でした。

今後の方針性

- 今後も公表します。
- 職員による紙ごみ減量化推進の周知徹底を図ります。

② バイオマスの活用

廃食用油のバイオ燃料への活用をさらに充実させることにより、ごみの減量化・資源化だけでなく、ガソリンなどの化石燃料からカーボンニュートラルな燃料への転換も同時に推進します。

<主な取り組み>

○バイオマスプラスチックの普及促進

バイオマスプラスチックの認知度向上を図り、普及促進のための周知を図ります。

平成29年度の取組状況

- ・バイオマスプラスチックの紹介記事を市ホームページで公開しました。

今後の方向性

- ・バイオマスプラスチック製品は、梱包資材やプラスチック製品の一部に使われており、身近な製品として紹介するよりも技術や理念の周知に努めます。

○廃食用油回収の拡大

家庭から回収した廃食用油は、家畜飼料やBDF（バイオディーゼル燃料）などにリサイクルしています。そのため、廃食用油のリサイクルについて周知を進め、資源としての回収の推進を図ります。

平成25年10月第2回(15分)



あつぎWave

平成29年度の取組状況

- ・自治会等へのごみ減量化・資源化説明の中で、廃食用油の資源化について周知しました。



今後の方向性

- ・引き続き廃食用油の回収量の増加を図ります。

○せん定枝等の活用

家庭から排出されるせん定枝等の戸別回収を推進し、堆肥として有効利用を図ります。

平成29年度の取組状況

・個別収集のほか、環境センターにて剪定枝のコンテナ回収を実施しました。また、市民から回収した剪定枝を堆肥化したものを（処理業者から買い戻して）公民館まつりで配布しました。

剪定枝処理量 2,041,040 kg

今後の方針性

・引き続き市民にせん定枝の資源回収と適正排出について周知を行います。



剪定枝の収集風景

5. 森林等の保全・創出

① 森林の保全・活用

CO₂吸収源としての森林を保全・活用するために、持続的な森林経営の実現に向けて、林業事業者や関係機関、民間団体等と協力し、厚木産木材利用の促進や森林の適正管理、人材確保、緑地保全制度の活用などを進めます。

<主な取り組み>

○厚木産木材の活用促進

森林が有するCO₂吸収機能の向上や吸収したCO₂の固定に加え、市内林業の再生に向けた仕組みづくりという観点から、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産材の活用を図ります。

平成29年度の取組状況

- ・元気な森づくり推進協議会にて厚木産木材の利用推進についての意見交換を行いました。

今後の方向性

- ・引き続き、元気な森づくり推進協議会等で継続的に厚木産木材の活用について検討します。

○公共施設への厚木産木材活用の推進

木材需要を喚起するため、市の公共施設整備における厚木産木材の活用を推進します。

平成29年度の取組状況

- ・元気な森づくり推進協議会にて公共施設への厚木産木材の活用についての意見交換を行った。

今後の方向性

- ・引き続き、元気な森づくり推進協議会等で公共施設への厚木産木材の活用について検討します。

○間伐材等の活用検討

間伐材や製材端材などの有効利用について、供給側の林業事業者や製材業者、需要側の小・中学校などの公共施設が協力し、安定的に需給できるしくみづくりを検討します。

平成29年度の取組状況

- ・間伐材等搬出促進事業補助金について367㎡ 415万円を補助し、高性能林業機械レンタル事業補助金は2台分で32万4千円の補助実績がありました。

今後の方針

- ・引き続き、間伐材等の活用を支援します。

重点 ○森林の維持管理の推進

森林を保全・再生し、CO₂吸収等の公益的な機能を確保するために、「森林整備計画」及び「元気な森づくり整備計画」に基づく維持管理を推進し、持続可能な森林経営の実現を目指します。

また、森林の多面的な機能について市民への周知を図るとともに、森林づくりの体験教室の実施や森林保全活動ボランティア団体の発掘、育成を推進します。

目標 H32:1,169haの森林を対象に整備を進める。

※改定後の元気な森づくり整備計画では、876.2haを対象として整備を進めている。

平成29年度の取組状況

- ・厚木市森林整備計画及び元気な森づくり整備計画等に基づき、38.9haの森林の維持管理を実施しました。また、森林づくり体験教室を実施し、20人の参加がありました。

今後の方針

- ・引き続き、厚木市森林整備計画及び元気な森づくり整備計画に基づき、計画的に森林整備を推進していきます。



森林づくり体験教室

○森林整備・管理の人材確保

CO₂吸収源としての森林の適切な管理を行うための人材を確保するために、市民や事業者に働きかけ、森林管理作業内容（難易度）に応じた人材の確保を行います。

また、引き続き、林業就労への誘導や、林業就労希望者の森林組合への斡旋、研修・体験機会の提供等を推進します。

平成29年度の取組状況

- ・元気な森づくり推進協議会で森林整備・管理の人材確保について検討を行いました。また、森林づくりボランティア協会への交付金を通じ、森林整備・管理の人材確保に努めました。

今後の方針

- ・引き続き、元気な森づくり推進協議会等で森林整備・管理の人材確保について検討します。

○J-クレジットの活用（再掲）

J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。この制度を活用し、厚木市の取組でクレジット化できるものについて検討を進めます。

平成29年度の取組状況

- ・制度について理解を深めるため、説明会に出席するなどし、研究を進めました。

今後の方針

- ・クレジット化した削減効果は、市の温室効果ガス排出実績から控除できないことから、慎重に検討を進めることとします。

② 緑地保全と緑化の推進

市街地においても、街路樹や公園の整備、多自然川づくり※、さらに民有地における緑化を推進することにより、みどりを創出するとともに、緑地保全制度を活用しながら既存の緑地の保全を図ります。

<主な取り組み>

○緑地の保全

CO₂吸収・固定源としての樹木・緑地の増加やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観・生活環境の形成等に寄与する街中のまとまった緑地を確保するために、斜面緑地や特別緑地保全地区を始めとする既存の緑地保全制度の活用などを行います。

平成29年度の取組状況

- ・広報・ホームページにて保護地区の指定申請者を募集し、緑化の保全事業を実施しました。
今年度、応募は2件あり、2件とも保護地区として指定しました。
なお、現在の保護地区指定数は463件です。

今後の方向性

- ・引き続き緑を豊かにする事業推進要綱に基づき、緑化を保全するため、保護地区等に指定された樹木・生垣等の設置者に奨励金の交付及び新規指定申請者を募集し、緑化の保全事業を実施予定です。

○敷地内緑化等の推進

民有地の敷地内緑化やビオトープづくり等の促進に向けて、工法の紹介等を実施するとともに、公共施設の敷地内緑化を推進します。

平成29年度の取組状況

- ・広報・ホームページにて保護地区の指定申請者を募集し、民有地の敷地内緑化を推進しました。
今年度、応募は2件あり、2件とも保護地区として指定しました。
なお、現在の保護地区指定数は463件です。

今後の方向性

- ・引き続き緑を豊かにする事業推進要綱に基づき、緑化を保全するため、保護地区等に指定された樹木・生垣等の設置者に奨励金の交付及び新規指定申請者を募集し、民有地の敷地内緑化を実施予定です。

○良好な水辺環境の保全と創出

CO₂吸収・固定源としてのみどりの増加や、コンクリート面を減少させることによるヒートア

イランド現象の緩和のために、既存施設の自然度向上として河川沿いの緑化や、護岸・河床の多自然化に向けた再整備等を推進します。また、市街地でのヒートアイランド現象の緩和のために、湧水地の保全、オープンスペースの親水施設等の整備により市民にとって身近でオープンな水拠点を創出します。

平成29年度の取組状況

- ・広報・ホームページにて保護地区の指定申請者を募集し、民有地の敷地内緑化を推進しました。
今年度、応募は2件あり、2件とも保護地区として指定しました。
なお、現在の保護地区指定数は463件です。

今後の方向性

- ・引き続き緑を豊かにする事業推進要綱に基づき、緑化を保全するため、保護地区等に指定された樹木・生垣等の設置者に奨励金の交付及び新規指定申請者を募集し、民有地の敷地内緑化を実施予定です。

重点 ○緑化意識の高揚

花やみどりに親しみ気持ちを育むために、緑のまつりなどのイベントを開催するとともに、市民・団体等によるイベントを可能な限り支援します。

目標 みどりに親しむイベント等を年1回以上

平成29年度の取組状況

- ・厚木市緑のまつりを平成29年5月13日・14日の2日間に開催し、厚木中央公園で花と緑のステージ、花きや植木の即売、緑の相談コーナー、緑に親しもう教室などを実施し、厚木公園でさつき展示会、盆栽・山野草展などを実施し、来場者に花や緑がもたらす多くの潤いと安らぎを体感・認識していただく機会を提供しました。

今後の方向性

- ・緑のまつりを開催し、厚木市を花と緑あふれる住みよいまちとして発展させるとともに、来場者に花や緑がもたらす多くの潤いと安らぎを体感・認識していただく機会を提供します。



緑のまつり

※多自然川づくりとは、治水上の安全性を確保しつつも、水辺や瀬、淵など多様な河川環境を保全・創出したり改変する場合も、最低限にとどめたり、良好な自然環境の復元が可能な川づくりを行うもの

③ 農地の保全

農地においても、遊休農地を解消するとともに、地域や農業従事者、関係団体等と連携し、優良農地の保全及び持続的な活用を図ります。

<主な取り組み>

○遊休農地の解消

緑地としての保水性や良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について、新たな担い手の育成や遊休農地の解消を図りながら、持続的な活用を促進します。

平成29年度の取組状況

- ・緑地としての「保水性・良好な景観、生物多様性の保全など多面的機能を有する農地について担い手については支援団体(農業青年及び中核的指導者)に活動費を助成しました。また、耕作放棄等のデータを活用し、農業委員会、農協と連携し利用権を推進しました。

今後の方向性

- ・引き続き、農業青年及び中核的指導者の支援、利用権の推進を実施します。

○市民農園の拡充

農地の有効利用を推進するとともに、市民に憩いと安らぎの場を提供する市民農園を拡充します。

平成29年度の取組状況

- ・市民農園の空き区画を減らし多くの方に農園を利用してもらう。区画利用率約99%となりました。

今後の方向性

- ・より多くの方に農業に親しんでもらえるよう空き区画を無くすよう取り組みます。

○市内農業の活性化

食の安全の確保や農産物の輸送にかかるCO₂排出量の削減につながる地産地消を推進するとともに、市内農業の活性化を図るために、引き続き、厚木市民朝市や夕焼け市の開催、市民農園の拡充などを行うとともに、地場産農作物の小・中学校給食などへの活用を引き続き推進します。

平成29年度の取組状況

- ・小・中学校給食での地場産農作物の取り入れは、小学校で月2回、中学校で月2回実施しました。
- ・市内公立保育所において地場産農作物を取り入れた給食を提供しています。

(H29実績：きゅうり、たまねぎ、トマト、梨、キヌヒカリ)

- ・H29年度の朝市・夕焼け市来場者数は、84,030人
- ・市民農園を多くの方に利用していただき、農業に親しんでもらう。今年度は、区画利用率が約99%になりました。

今後の方針性

- ・学校給食については、平成30年度以降も引き続き厚木市農業協同組合と連携を図り、地場農産物の取り入れに努めます。
- ・保育所においても引き続き、厚木市農業協同組合の協力の下、地場産農作物を取り入れた給食の提供に努めます。
- ・H30年度の朝市は、52回、夕焼け市は、29回開催を予定しています。
- ・市民農園については、より多くの方に農業に親しんでもらえるよう空き区画を無くすよう取り組みます。



夕焼け市



農業体験

6. 情報提供と環境教育の充実

① 情報提供の推進

地球温暖化について知り、理解を深め、行動や活動に向けた意識の向上を図るため、情報提供の推進に努めます。

<主な取り組み>

○「見える化」の促進

再生可能エネルギーによる発電量やエネルギー消費状況、CO₂排出量の目安などを可視化することによって、関心を高め、日常生活や事業活動での行動につなげるために、省エネナビの貸出や公共施設における再生可能エネルギー発電量等のパネル表示、カーボンフットプリントやフードマイレージに関する情報提供などを推進します。

平成29年度の取組状況

- ・省エネナビの貸出を引き続き行うとともに（貸出実績はなし）、あつぎチャレンジ e c o ライフ27において、省エネ行動によるCO₂削減量の目安を示しました。



省エネナビ

今後の方向性

- ・可能な限り、CO₂削減効果を数値で示すよう努めます。

○地球温暖化防止の取組等の発信

広報やパンフレット、ホームページ、業界機関誌などの様々な媒体を活用し、家庭や事業所、地域における地球温暖化防止に向けた取組やその効果を広く紹介します。

また、この計画の目的達成状況については、定期的に広報を行います。

平成29年度の取組状況

- ・6月の環境月間、12月の地球温暖化防止月間に合わせ広報あつぎに温暖化防止についての記事を紹介し、6月のケーブルTV番組、あつぎ元気WAVEで温暖化防止のための注意を促しました。

今後の方向性

- ・COOL CHOICE運動を進め、省エネ等に対する意識を高めます。

6. 情報提供と環境教育の充実



広報の温暖化防止特集号発行

地球の未来を守る選択を 地球温暖化防止月間

COOL CHOICEに取り組もう

二酸化炭素の排出による地球温暖化を防ぐため、省エネ・低炭素製品の販売への呼び替えやサービスの利用など「賢い選択」を呼び掛けるCOOL CHOICEの取り組みに参加しましょう。

- 移動もエコに、効率よく
なるべく電車やバス、エコカーで移動しましょう。宅配は1回だけ大きく、再配達を避けるのも効果的です。
- 最新家電に買い替え
最近の省エネ家電は、電気代の効率が大幅に上がっています。10年間、おもな機器を替えてください。省熱電球をLEDに替えるのも効果的です。
- 太陽光発電
パネルの設置を
数年前より設置費用が下がっています。おの費用(右参照)などを出し、設置の検討をお願いします。

●環境政策課☎225-2746

スマートハウス入門塾会
●太陽光発電システム 1万円/1kW(上限3万円)
●HEMS 1万円
●蓄電池システム 5万円
●電気暖房器 5万円
●太陽光発電システム 5万円など
詳しくはまで詳しく述べてください。

広報の温暖化防止記事

適応策

○自然災害の被害想定の周知

大規模な自然災害の発生が懸念されることから、対策整備のハード対策に取り組むとともに、被害想定区域図の作成及びその情報提供等のソフト対策に取り組みます。

平成29年度の取組状況

- 県において、昨年度末に相模川、中津川、今年度に小鮎川、荻野川の洪水浸水想定区域図が見直されたことに伴い、市ホームページや広報あつぎにおいて市民に広く周知するとともに、市内の公共施設に配架しました。

今後の方向性

- 洪水ハザードマップの作成を進めます。

適応策

○熱中症への注意喚起

気温35℃以上が想定される場合に防災無線による放送やメーリングリスト(SOSネット)による配信などの注意喚起を行います。

また、市ホームページ及び広報あつぎでの情報提供、公共施設での予防啓発ポスターの掲出及びリーフレット等の啓発物品の配架、本厚木駅前大型ビジョン(あつぎビジョン)での注意喚起の映像の放映など、熱中症予防の啓発を行います。

平成29年度の取組状況

- 防災行政無線での放送3日(8回)
- ケータイSOSネットでのメールマガジン配信3日(6回)
- 市ホームページへの掲載(5/15~、7/10、8/10更新)
- 広報あつぎへの掲載(7/1号)、公民館だよりへの掲載(7/6依頼)
- 府内への啓発依頼(協力通知、府内放送)
- 啓発物品の配付(リーフレット、ポスター、うちわ)
- あつぎビジョンでの注意喚起の映像放映

- ・本厚木駅連絡所前デジタルサイネージ（電子看板）への掲出

今後の方針性

- ・引き続き、同様の対応に努めます。

② 体験・学習機会の創出

市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体が関わり、みんなで地球温暖化を防止するために、地球温暖化に関する理解を深め、取組への意識を高めるための体験機会の創出に努めるとともに、環境学習・環境教育などを進めます。

<主な取り組み>

重点 ○環境学習講座の実施

市民を対象とした地球温暖化防止対策の啓発・普及活動として、公民館等で行う生涯学習と連携を図りながら学習プログラムを整備するとともに、各種環境学習講座を展開します。

また、環境配慮行動が気軽に体験できるように、打ち水体験などのイベントを開催するとともに、市民・団体等による開催イベントも可能な限り支援します。

目標 環境学習講座を年1回以上開催

平成29年度の取組状況

- ・環境学習講座を3件実施しました。
(温暖化防止(神奈川工科大学、厚木ユネスコ協会)、みどりのカーテン育成講座)

今後の方向性

- ・厚木市生涯学習出前講座に登録をすることで、団体からの講師派遣依頼を受けられるようになるとともにイベント等における講座も企画します。

○エネルギー教育の充実

公共施設に導入される太陽光発電システム等の再生可能エネルギーや高効率機器等省エネルギー設備を通じて、次世代を担う小・中学生に、地球温暖化問題や再生可能エネルギー導入・省エネルギーの必要性などを、より身近な問題と認識できるよう、環境・エネルギー教育の機会を創出します。

平成29年度の取組状況

- ・太陽光発電システムを導入した鳶尾小学校において、システム設置事業者が5年生を対象にエネルギーに関する講習を行いました。
- ・手作り実験装置を展示し、触って体験することにより、エネルギーの概念、節電の重要性を知る機会を提供しました。
- ・「エコ・アップ・あつぎ」と協力し、太陽熱を利用したエネルギーの学習講座「ソーラークッカ一体験」を実施しました。1回実施17人参加。

今後の方針

- 今後も、様々な環境エネルギー教育の機会を提供します。

○多様な環境教育の推進

地域の自然環境を活用し、里山・棚田などの生活文化や自然とのふれあいなどを体験する学習メニューや、市内小学校の児童を対象とした河川環境学習の実施、市内企業や大学の施設を利用した学習メニューを設けるなど、多様な環境教育の機会を創出します。

平成29年度の取組状況

- ネイチャーゲーム教室を実施しました。
- 水辺ふれあい事業 2校実施
(毛利台小、依知小)



水辺ふれあい事業

今後の方針

- 平成30年度もネイチャーゲーム教室を実施予定です。
- 平成30年度も実施予定。

重点 ○グリーンフラッグの取得の推進

小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加によるグリーンフラッグ認証の取得を推進します。

目標 環境学習講座を年1回以上開催

平成29年度の取組状況

- 取組校は7校です。
エコスクールプログラム周知のため、認証団体のF E E J a p a nから講師を呼び、小中学校の教頭向けのセミナーを開催しました。



グリーンフラッグ取得
相川小学校

今後の方針

- 継続して推進します。

○こども環境管理士の取組内容の周知

子どもたちが身近に自然と触れ合えるよう、自然との触れ合いを通じた体験の場づくりを行う「こども環境管理士」の活動や取組について広くPRします。

平成29年度の取組状況

- ・こども環境管理士の活動や資格取得方法などを職員会議等で周知を行いました。

今後の方針性

- ・引き続き、こども環境管理士の取組についてのPRすることで、児童の自然を大切にする心を育む場の創出に努めます。

③ 連携・交流機会の創出

市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体が関わり、みんなで地球温暖化を防止するために、交流機会の創出に努めます。

<主な取り組み>

重点 ○連携・交流機会の創出

地球温暖化防止に向けた行動・活動を活発化し、様々な情報を交換することによりレベルアップを図るために、幼児と保護者を対象としたエコ活動のサークルづくりや、大規模事業所の取組や先進事例等を中小企業へ紹介するための意見交換会及び勉強会、多様な事業者が集まって開催するイベント（あつぎ環境フェア）など、様々な主体の連携・交流機会を創出します。

目標 意見交換会や勉強会を年1回以上

平成29年度の取組状況

- ・経済産業省の補助金を活用した地域プラットフォーム事業を実施する民間団体と連携し、市内事業者を対象とした省エネセミナーを開催し、企業間交流の場を設けました。

今後の方向性

- ・今後もイベント等で交流の機会を設けます。

【無料省エネセミナー】開催！
厚木市民、中小企業向けの無料【省エネセミナー】を開催いたします。

●日 時 平成29年9月27日（水）
16：00～18：00 開場 15:00～

●会 場 厚木市工業会議所 5階企画室
〒240-0017 厚木市東町1-16-15
電話番号 046-221-2151（代謝）

●登 嘉 員名
●会員登録料
●会員登録料+会員登録料

・「(リ)活性化後の中小企業が進めるべき省エネルギー対策」
小山田士郎（財團法人東京工業大学総合研究センター）
・「施設の中小企業の効率的な省エネ導入」
田村信人（中小企業診断士）
・「中小企業の省エネ対策の取り組み」
野村義也（東京エスキーネガード代表）
・「省エネ改修工事の進め方と便利な支払い方法のご紹介」
西川耕也（東京エスキーネガード代表）
・マッチング会（相談会）
・ネット会（懇親会）

●会員登録料+会員登録料の場合は公共交通機関をご利用下さい。
最寄駅：小田急線「本厚木駅」 北口改札より徒歩10分
○北口改札まで、有料駐車場（ミオード2）約100台を完結的にあります。中央公民館側交差点を左折し、100mほど進んだ左手にあります。



省エネセミナーチラシ

○低炭素化社会に向けた产学研公連携の推進

地球温暖化対策を地域全体で効果的に推進するために、産・学・公がそれぞれの特徴を活かした方策で連携し事業を推進します。

また、県及び県内市町村との情報交換を積極的に行い、連携を深めます。

平成29年度の取組状況

- ・（再掲）市内中小企業又は共同事業体と県内及び都内の大学が共同で行う研究事業に対して補助金を交付しました。

产学研共同研究事業補助金 2件

今後の方向性

- ・産・学・公で連携し、低炭素化社会に向けた事業を推進します。

重点 ○事業者等による出張環境授業の充実

市内事業者、NPOや任意団体が事業活動や環境配慮の取組を活かし、小・中学校や公民館など

で環境教育を実施する「出張環境授業」を促進するために、小・中学校のニーズと事業者等が提供可能なプログラムとのマッチングやコーディネートを行います。

目標 H32:わくわくエコスクールを小学校全校で実施

平成29年度の取組状況

- ・グリーンモビリティ・プロジェクト協定に基づき、市内事業者による環境教育支援の一環として、わくわくエコスクールを小学校全校で実施しました。

今後の方針性

- ・小・中学校のニーズと事業者等が提供可能なプログラムとのマッチングやコーディネートを行います。



グリーンモビリティ・プロジェクト
協定の締結

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

年次報告書

平成30年 月

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046)225-2746

ファックス (046)223-1668
